

■インドネシア法整備支援第7回本邦研修を実施しました

平成30年2月13日（火）から同月23日（金）までの間、東京において、インドネシアの裁判官を対象に、「インドネシア法整備支援第7回本邦研修」を実施しました。

現在、インドネシアのプロジェクトでは、知的財産事件の処理の予見性の向上を目標として、主に、知的財産事件に関する裁判官の研修カリキュラム・教材の作成、判決公開・判例集の作成等の活動を実施しています。

この度、インドネシア司法研修所は、同国裁判官を対象とする知的財産事件に関する研修カリキュラムを策定しました。同カリキュラムは、同国裁判官に対し、知的財産事件に関する基礎的知見を提供することを目的とするものであり、インドネシア司法研修所は、2018年中にも、同カリキュラムに沿った研修を実施することを予定しています。

そこで、本研修では、上記研修カリキュラムにおける講師候補者である裁判官を対象に、知的財産に関する基本的考え方のほか、特許権、商標権や営業秘密、著作権をめぐる紛争における典型的な争点等に関する知見を提供することを目的として実施しました。



【飯村敏明弁護士による講義】

飯村敏明弁護士（元知的財産高等裁判所長）から、商標権に関する講義を受けました。多くの事例に基づき、日本における商標の類否判断等について解説していただきました。



【インドネシア研修員による発表】

研修員が、インドネシア国における商標制度の概要について発表をしました。



【東京税関における集合写真】

東京税関を訪問し、税関における知的財産権侵害物品の水際措置について説明を受け、意見交換を実施しました。



【林いづみ弁護士との集合写真】

林いづみ弁護士から、日本における営業秘密及び著作権の概要、中心的争点及び実務での取扱いについて講義を受けました。

本研修では、講義・意見交換を通じて、研修員に日本の知見を提供し、また、研修員が積極的に発言・質問をするなど、充実した研修となりました。